

仕事と介護の両立のための制度の概要

育児・介護休業法により、「介護休業制度」「介護休暇制度」「介護のための勤務時間の短縮等の措置」等が定められている。

■制度の概要

【介護休業制度】

労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、要介護状態にいたるごとに1回、通算して93日まで介護休業を取得することができる。

【介護休暇制度】

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話（※）を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、介護休暇を取得することができる。

※ その他の世話とは、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等

※ 平成22年度の法改正により、新たに規定された制度

【介護のための勤務時間の短縮等の措置】

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にする措置として、対象家族1人につき、介護休業をした日数と合わせて少なくとも93日間利用可能な勤務時間の短縮等の措置（※）を講じなければならない。

※ ①短時間勤務の制度②フレックスタイム制③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ④労働者が利用する介護サービスの費用の助成
その他これに準ずる制度のいずれかの措置

【その他の制度】

時間外労働を制限する制度／深夜業を制限する制度

※改正育児・介護休業法は平成22年6月30日施行。育児・介護休業法附則第七条により5年後の見直しが規定されている。

■施行状況

【介護休業制度の規定整備状況】

	事業所規模	
	5人以上	30人以上
平成17年度	55.6%	81.4%
平成20年度	61.7%	85.5%
平成24年度	65.6%	89.5%

出典：厚生労働省 雇用均等基本調査

【介護休業取得者割合】

※ 介護をしている雇用者に占める取得者割合
※ 会社などの役員含む。

	男女計	男性	女性
平成24年度	3.2%	3.5%	2.9%

【介護休暇取得者割合】

	男女計	男性	女性
平成24年度	2.3%	2.5%	2.2%

出典：総務省「就業構造基本調査」（平成24年）より作成

■介護により離転職した雇用者数

平成19年10月～24年9月までに家族の介護・看護のために前職を離転職した雇用者（※）

◆ 総計 439,300人（前回 502,100人）
（男性85,500人、女性353,800人）

◆ 年齢階層別内訳

15～39歳 46,500人（10.6%）
40～59歳 222,500人（50.7%）
60歳以上 170,200人（38.7%）

※就業者（自営業者等を含む）では486,900人

出典：総務省 平成24年就業構造基本調査